## 建設業者の皆様へ

## 総合評価方式の変更点について(お知らせ)

2014年度(平成26年度)以降の総合評価方式の評価基準について、次のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、詳細については、各工事の入札公告をご覧ください。

1 舗装工事における企業の施工能力について

評価項目のうち、保有機械の評価については、発注工事の積算に際して用いた 建設機械の性能を基準として、専門機械の保有状況を評価します。

基準以上のものを自社保有(排ガス基準を満たす)	1点
基準に一部満たないものを自社保有(排ガス基準を満たす)	0.5 点
基準に一部満たないものを自社保有(排ガス基準を満たさない)	〇点
基準以上のものを長期賃貸契約(排ガス基準を満たす)	0.5 点
その他	〇点

福山市建設局建設管理部契約課

http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/keiyaku/hp/index.html